

4 指定基準の概要（人員基準及び設備基準）

○自立生活援助

人員基準	従業者	地域生活支援員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1人以上 ※利用者 25 人に対し 1 人を標準とし、利用者数が 25 又はその端数を増すごとに増員することが望ましい。
		サービス管理責任者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者数が 30 人以下： 1 人以上 ・ 利用者数が 31 人以上： 1 人に、利用者数が 30 人を超えて 30 又はその端数を増やすごとに 1 人を加えて得た数以上
	管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原則として管理業務に従事するもの（管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可） 	
設備基準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、必要な設備及び備品等を備えること 		